

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可  
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
- 保安林の指定予定……(産業労働局農林水産部森林課)……一
- 公有水面埋立ての免許出願……(港湾局離島港湾部管理課)……一
- 開発行為に関する工事完了………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)……三
- 土地収用法による収用の裁決手続開始………
- ……(東京都収用委員会)……三

### 告示

●**東京都告示第九百八号**  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき八重洲二丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二

項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和五年八月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称  
八重洲二丁目北地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十九年四月十九日から平成三十五年八月三十一日まで
- 三 施行地区  
中央区八重洲二丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
中央区八重洲二丁目七番二号  
平成二十九年四月十九日
- 五 変更の内容  
事業施行期間を令和七年九月三十日まで延長する。
- 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日  
令和五年八月十四日

東京都知事 小池 百合子

●**東京都告示第九百九号**  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。  
令和五年八月十四日

一 保安林予定森林の所在場所  
あきる野市養沢字宝沢三六七番(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●**東京都告示第九百十号**

岡田漁港漁港区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があったので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。  
令和五年八月十四日

令和五年八月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 出願年月日

令和五年六月八日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

大島町岡田漁港漁港区域内船揚場地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び③の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(T・三)(北緯三四度四七分二二

・二〇秒、東経一三九度二三分二四・三四秒)から一一七秒一六分九・六七秒一〇四

・九四二メートルの地点

②の地点 ①の地点から六一度四六分二三・八四秒二

九・〇二二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二三二度三三分三八・九二秒

二九・四〇三メートルの地点

(三) 面積

六八・三六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島町岡田漁港漁港区域内船揚場地先公有水面及び

船揚場

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(T・三)(北緯三四度四七分二二

・二〇秒、東経一三九度二三分二四・三四秒)から一一七度六分一一・四九秒七五・

八七五メートルの地点

②の地点 ①の地点から六一度四六分二三・八四秒五

八・〇六八メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二七度一三分三・六七秒一

五・四四九メートルの地点

④の地点 ③の地点から四一度二分一八・五秒一・〇

二四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一二三度三分三五・六九秒

一三・三一六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一四二度五一分四七・五三秒

一九・四七一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一八〇度三七分五三・二八秒

一三・八六〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二三二度一二分四六・〇九秒

三・四九六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一四一度四六分四五・六六秒

二・五四五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二四三度五四分一・二六秒二

一・九八〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一五七度一五分二八・九秒六

・二六九メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二六二度五二分四一・三二秒

二〇・二九三メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二四八度二二分四三・七二秒

一〇・〇三六メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三三三度五五分一八・五二秒

八・二〇七メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二八三度二五分二九・二八秒

三・一三九メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三三一度四六分四九・七七秒

三四・五一三メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二四一度四六分二三・八四秒

一〇・〇〇〇メートルの地点

(三) 面積

三、六一七・四二平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先

大島町元町字オンダシ二百二十二番地一 東京都大島

支庁港湾課

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

### 公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年八月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 住所及び氏名

府中市若松町三丁目九番五、 武蔵野市吉祥寺北町一丁目 同番六、同番三十一、同番三 二十九番一号 兼六土地建物株式会社 代表取締役 鍵市 佳克

東村山市本町四丁目十八番五 武蔵野市境二丁目二番二号

及び同番五地先  
株式会社飯田産業  
代表取締役 築地 重彦  
東村山市恩多町二丁目五番四  
十二番地一  
埼玉県本庄市西富田七百六  
ケイアイスター不動産株式  
会社  
代表取締役 塙 圭二

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年八月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 K I T T E
- 二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目七番二号
- 三 設置者名 日本郵便株式会社ほか二名
- 四 設置者住所 千代田区大手町二丁目三番一号ほか
- 五 変更前の設置者の 衣川 和秀(日本郵便株式会社)

代表者名 千田 哲也(日本郵便株式会社)  
変更後の設置者の代表者名  
七 変更日 令和五年六月二十二日  
八 届出日 令和五年七月二十七日  
九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和五年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)多摩境駅前開発計画
- 二 店舗所在地 町田市小山ヶ丘三丁目二十二番九ほか
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 町田市長
- イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年七月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和五年八月十四日から同年九月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

キテラタウン調布

二 店舗所在地

調布市菊野台一丁目三十三番地三

三 設置者名

みずほ信託銀行株式会社

四 意見

ア 聴取者

調布市長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

令和五年七月三十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和五年八月十四日から同年九月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和5年8月14日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 福生都市計画道路事業 3・3・30号武蔵野工業線及び3・4・2号志茂中央線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月3日

別記のとおり

別記

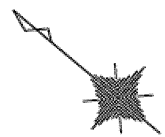
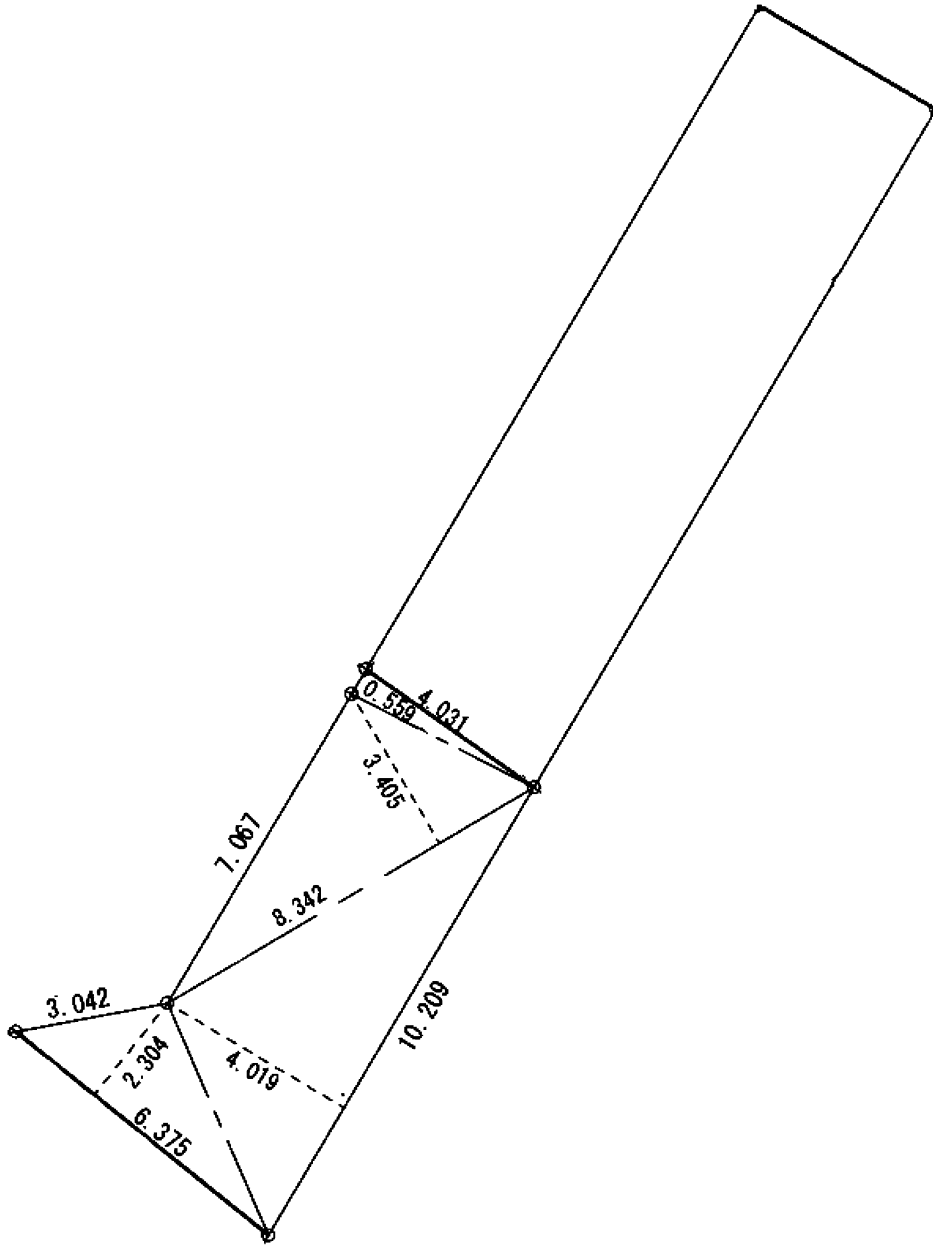
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都福生市 大字福生字志茂	254番8	公衆用 道路	m <sup>2</sup> 105	m <sup>2</sup> 104.69	m <sup>2</sup> 43.18	田村元志 (持分4分の1)	東京都福生市大字 福生 254 番地 5				別図のと おり
	254番9	公衆用 道路	2.13	2.13	2.13	岩田不動産株式 会社 (持分4分の3)	不明 ただし、閉鎖登記簿 上の住所 東京都福生市東町 1 番地 1				

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都福生市大字福生字志茂 254 番 8 のうち

43.18 平方メートル



単位：メートル

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

